



中村 洸先生

中村洸先生のご逝去を悼む

本年（平成一九年）二月一日に元法学部教授、慶應義塾大学名誉教授の中村洸先生が逝去された。享年七九歳であった。先生は長年にわたって膠原病を患っておられたせいか、鶴のような瘦身が痛々しく映ることが多かった。それでも、いつも紺のダブル服を着用され、ダンディな姿を失わない方であった。昨年暮れに先生から突然電話を頂戴し、慶應病院に入院されたことを知って驚いた。例年のご自宅への年初のご挨拶に伺う機会を楽しみにしていた矢先であった。駆けつけた私に、「慶應はいろいろ親切にしてくれるので有難いよ」と話されたり、肺に癌が転移したことなど綿密に病状の説明をして頂いたりして、その時はお元氣な様子であった。その二カ月後に先生は還らぬ人となった。誠に痛恨の極みである。

中村先生は当初は国際法の中でも条約法の分野などを研究されていたが、次第に海洋法の研究に専念されるよ

うになった。それは、一九六〇年代から激動し始めた国際海洋法の変革の時期と符合する。先生の研究方法は関連文献を人一倍丹念に渉猟し、緻密で手堅い議論を展開した。領域問題や漁業問題などは特に先生の得意とされた分野であり、関連の業績も多い。学界に対するその功績は誰もが認めるところである。先生は海外で開催される国際学会や国際会議等における活動よりも、研究室や書齋の中での研究生活を好まれた方であった。私の知る限り、先生は慶應義塾派遣留学生としてロンドン・ジュネーブなどに一年間を過ごした以外はほとんど国外に出ることはなかった。それでいながら、綿密な情報収集を通じて国際法全般や海洋法の最新の動向を正確に把握することを怠らなかつた。晩年における先生の研究活動は、国家管轄権の範囲を超える「深海底」に関する国際法問題に集中していた。大手の法律関係出版社が、一九八二年に国連で採択された「海洋法に関する国際連合条約」（国連海洋法条約）のコンメンタール書を作成することを企画し、その執筆依頼を受けていたからである。上巻と下巻は既に別の執筆者達によりかなり以前に出版されており、深海底問題に関する中巻を担当された先生は、

国連海洋法条約採択後に行われた深海底に関する条約部分の大幅な改正などもあって、改正に関わる膨大な新しい文献・資料等の分析に手間取り、ついに最後まで完成するには至らなかった。先生には何度も早期の脱稿を勧めたが、先生は頑として首を縦に振らなかった。そういう一徹な面があった。

先生はご自分のことをあまり話さない方だったので、四〇年間ご厚誼を頂いたにも拘わらず、先生のことについては知らないことが多い。ただ、先生のご家系が福沢諭吉出身の中津藩の藩士であることは、早くから伺っていた。先生は、ご自分のことをあまり仰らないだけでなく、他人のことも詮索されたり口出しされたりしない方であつたので、大学の内外で好き勝手な行動をしていた私のような後輩達にとっては、有難いことであつた。定年退職後は、田園調布にあるご自宅の庭の芝生の手入れ、近所の多摩川での鯉釣り、愛犬の飼育などが先生のご趣味といえるもので、あとは学究に明け暮れた静かな毎日であつたと思う。しかし、お子様のいない先生は、奥様が十数年前に難病で長期入院されてから以後は、急速に元気がなくなれたような気がする。

時に「気難しい」と評されることもあつた先生の多くの言動の根底には、実は独立不羈の確固たる姿勢があることを、私は先生のご存命中に少しずつ気がついていった。無宗教で焼香も葬儀も行わずにひっそりと逝かれた先生は、最後までその姿勢を貫かれたのではないかと思っている。

名誉教授 栗 林 忠 男

中村泂先生から頂いたパンフ レットの思い出

学部三年生のときに国際法Ⅰの講義を受けて以来、中村泂先生（慶應の伝統では福澤先生のみが先生であるということは知りつつ、やはり先生という以外にはお呼びできないので御有恕を乞う次第である）には様々な場面でお教え頂いた。特に大学四年生のときに中村先生ご自身にとつても最初の授業であった国際法Ⅱ（国際紛争の平和的解決）の講義は今でも忘れがたいものである。土曜日の一時限目に遅れないように三田に出かけたのは良い思い出である。

大学院生時代は、時には、博士課程の授業を研究室で行われることがあり、整然と整理された国際法の書物に取り囲まれて、英文の資料を丁寧に読んでゆく作業を通じて、学問への厳しさを教えていただくことができた。また、国際法外交雑誌の編集主任をされたときに、掲載論文の初校の読み合わせをお手伝いした際には、国際法学会の色々なお話を聞くことができた。

前原光雄先生のご自宅に一九八六年に伺い、蔵書の整理・記録をお手伝いしたときには、最後に中村先生からの勧めで、前原先生から一冊の本を署名入りで頂戴することとなった。国際責任の研究をしているということで、フリーマンの裁判拒否に関する英文の著作をいただいたが、これは本当にうれしい思い出で、本棚にあるこの本を見るたびに前原先生と中村先生のことを思い出させてくれる。

一九九一年から一九九三年まで英国のケンブリッジで在外研究の機会を与えられたが、英国への出発間近に中村先生の研究室をお尋ねしたところ、一冊のパンフレットを頂いた。それは、一九七一年に米国の法曹協会がロンドンで年次大会を開催した際に作成された、「法律家のためのロンドン」という案内である。

コモン・ロー発祥の国として、米国の法律家に向けて書かれた内容は、簡略に英国法の体系や歴史を写真入で解説した興味深いものであるが、そのなかに四つの法学院（Inns of Court）を説明した箇所がある。中村先生はそのうちのリンカーンズ・インの写真を指しながら、「大森君、この建物のところに法律専門の本屋があるので、

訪ねてみたらいいよ」とお教え下さった。

ケンブリッジでの最初の一年間は忙しく、ロンドンをゆつくり訪ねることもできないままに終わってしまった。やっと生活に慣れて、ロンドンで開催される様々な会議にも足を延ばすことができるようになった際に、教えていただいた建物を訪ね、念願の本屋に行くことができた。まさに天井までの本棚にびっしりとつまった法律書があふれていたが、稀覯本から最新刊まで色々な本が置かれていた。時間の経つのも忘れ、選び出した数冊を抱えて楽しい気持ちでケンブリッジに戻る電車に乗ったのを今でも良く覚えていいる。

今思うと中村先生も同じ建物の同じ書店（一八三〇年創立の *Widly and Sons* という本屋で今ではインターネッでも法律書を扱っている）で国際法の本を眺めておられたのかと感慨深いものがある。中村先生もロンドンに滞在されておられたが、その折には、中村先生のロンドンのお宅を訪問して、奥様に手料理をご馳走になったと京都大学の安藤教授から聞かされたことがある。英国でのお話を直接にお聞きする機会が無かったのは今でも残念である。

栗林先生から昨年に慶應病院に入院されたご病状の様子をお聞きしたときには、いずれ容態が落ち着かれたら伺おうと思っていた矢先で、二月に急逝されたこと知ったときには、しばし呆然となってしまった。中村先生からは在職中に慶應の特別研究費で購入された図書をお送りいただき、その取り扱いを頼まれており、海洋法、条約法、国際法の基礎理論の図書が多く、中村先生のご研究を反映していると実感していたところであった。その結果のご報告をできぬままとなってしまったが、「大森君、気にしなくていいよ」とあの笑顔でお許しを願えればと思うばかりである。

ご葬儀のあとに、田園調布のご自宅に伺い、御令妹の北崎さやか様とお話をしていて中村先生の丹精込めた芝生の話をお聞きした。几帳面に縄をはり、計算をされて肥料をまかれていたとのこと、近くを訪れた植木職人が見に来たほどだと話されていた。きれいに手入れをされて青々とした芝生を見たとき、英国に学ばれた中村先生は、あの大学構内の芝生を見られて影響を受けたのかと思ったが、それをお聞きする機会も永遠に失われてしまった。

法律学科の一〇〇年史のための一文を書かれた際に、慶應義塾での国際法の教育と研究について述べられているが、そこで「後世、義塾において国際法の分野にかかわる者は、伝統の上に胡座をかくことなく、」と強調されている。中村先生の愛された慶應義塾を引き継ぐものとして、高い水準の研究と教育を行わなければならないと痛感している。

中村光先生、先生の思いを次の世代へと伝えてゆくことを心に誓っております。どうぞ安らかに眠り下さい。

法学部教授 大森 正 仁

忘れ得ぬ言葉

「ロイターじゃなくてルテールなんですよ。フランス人だからね。」最初に先生からかけていただいた言葉であった。学費値上げ反対運動による大学閉鎖が解除され、二年生に進級して間もなく一九七三年初冬に行われた入ゼミ説明会でのことである。板書された教材を咭くように読んだのを耳に留められて、微笑んでそう仰った。この時以来、学部と大学院でゼミ生あるいは教育補助員として、先生が教育と研究に心血を注がれるのを目の当たりにさせていただいた。

学事等に多忙を極められた前原光雄先生のお手伝で早くから研究会をご担当されたこともあって、一九九二年に先生のご退職と同時に巣立った期まで先生のご指導を受けたゼミ卒業生は、優に三〇〇名を上回る。「慶應出のエリートたれ」、「gloria et honor et paix omni operanti bonum」(善行を為す全ての者に栄光と名誉と平和を)先生が卒業していくゼミ生に餞として贈られた言葉である。

卒業生は皆、この激励に応えるべく、その責務をはたし続けていくであろう。ここに機会をいただいたので、同じ時をともに過ごした方々と先生への感謝と哀悼の念を分かち合う縁となることを望んで、不肖の追憶を書き留めさせていただこうと思う。

ようやくゼミ生にして戴いたのが、先生には膠原病との戦いが始まった年であった。のちに、尊敬しておられた兄上を難病で喪われたとき、「兄弟で面倒な病気になるなんて、先祖がよほど悪いことをしたのかな」ともらされた。四谷では、模範的な入院患者として過ごされ、毎朝、早くから外国の文献を読み込んでおられたという。

「朝の巡回のとき看護婦さんに寝ほけた顔を見せられないものね」と冗談に紛らされたが、先生は徹底してご自身を規律して、この病気を封じ込められた。

「子供がいらないせいか、学生も大人として見るところがあります。」たしかに、先生は、学生の良識に信を置き、その意思を尊重された。ゼミの運営に対しても決して指図をなさることはなく、メンバーが相談し、納得して行動するようしむけ、これを見守るという姿勢を貫かれた。

「僕は晴れがましいのは苦手なんです。みなさん、ご

自身の親の誕生日を祝っていますか。」ゼミで先生のお誕生日をお祝いする会の企画案にそう仰った。この会は、年末の納会を兼ねることで先生にご納得いただき、先生のご退職までゼミの恒例行事となった。卒業生も顔を見せたりして、先生にも楽しみにしていただけたと思う。

「僕は業務命令で国際法をやらされたんだよ。」学部ご卒業を前に、指導教授の峯村先生に呼ばれ、前原先生ご同席のもと「『国際法を研究するなら助手にする。』と言われてね、語学の成績が良かったからだつてさ。学部の国際法の試験は、ラテン語のフレーズの一つがどうしても思い出せなくて、うまくいったとも思わなかったんだけどね。」刑事法を題材にした法哲学の研究を希望され、「完全主義者だなんて言われる」先生には、とりわけ冷戦期の国際法の研究と教育は厳しい任務であったに違いない。OB会の折などに述べられた「高等教育の質を維持するために、こつちも懸命にやっています」との言葉どおり、大教授の域に達せられてもなお講義の準備に数日を費やし、いつも外国の教科書の改訂や新しい事例を点検して、講義に反映されておられた。

私には先生のご研究を論評する資格はない。「あの人は

昔から勉強が好きなほうではなかったから」とか「僕は耳学問ができないんでね」など、ときに先生が発される厳しい言葉にわが身を振り返って震え上がった。しかし、喉元を過ぎるよりも前に熱さを忘れて、些かも恩に報いることができないまま今日に至っているのである。それでも、国際法学会での逸話の一つだけ書き留めておきたい。『余人を以て代え難い』って言われちゃったからね。」国際法学会での研究報告について、おそらく先生が最も信頼しておられた当時の研究連絡主任の理事から依頼を受けられた時の話である。一九八二年の一夏をその準備に費やされた。集めた文献資料は積み上げれば一メートルほどにもなったであろうか。ご報告への反響をうかがったところ、笑顔で「曰く言い難し」と仰った。その理事の先生が「中村先生を引っ張り出して、良い報告をしてもらった。あの先生は本当の学者だから」と愉快そうに語られるのを後に耳にしたとき、あれは、信頼に応え、責任を果たされた満足の笑みであったと確信した。

「犬は口答えしないからね。」最後の愛犬を看取った後、「今からでは、こっちが先に逝っちゃうから、可哀想で」と犬のいない生活を始められた。このときに、また犬を

飼うことをお勧めしなかったことは、数多くある後悔の一つである。いま考えれば、このいわゆるペットロスを経験した奥様が病に陥ってしまったものではなかったか。それでも、先生は「こういうこともあるんだね」と献身的に奥様を介護され、ご自身の生活も以前と変わらずに保たれていた。

先生は慶應を愛し、慶應を愛する人を愛された。「天は人の上に人をつくらずだよ。」先生が地位や権限を振りかざすように振る舞われたのを見たことがない。慶應病院での最後のご闘病にあたっても、担当医を信頼され、一患者として謙虚に誠実に過ごされたようである。今となつては、これを最も近くでお支えた一人が慶應が大好きなゼミ卒業生であったことをせめてもの救いと思うしかない。

中村泯先生 安らかにやすみ下さい。

清和大学教授 青 木 隆

中村泯先生 略歴

- 一九二七年十二月六日 東京都に生まれる
- 一九五〇年九月 慶應義塾大学法学部法律学科（旧制）卒業
- 一〇月 慶應義塾大学法学部助手
- 一九五六年一月 慶應義塾大学法学部助教授（平時国際法）
- 一九五六年一〇月 国際法学会評議員
- 一九六二年四月 慶應義塾大学法学部教授（国際法）
- 一九六三年四月 慶應義塾大学大学院法学研究科委員（国際法特殊講義・研究）
- 一九七〇年一〇月 国際法学会理事
- 一九七九年一〇月 国際法学会編集主任（国際法外交雑誌）（一九八二年一〇月まで）
- 一九八八年一〇月 国際法協会日本支部理事
- 一九九二年三月 慶應義塾大学名誉教授
- 二〇〇七年二月二一日 慶應義塾大学病院にて逝去（享年七九歳）

中村泯先生 研究業績一覧

〈論説または解説〉

- 「国際法における取得時効と公海海床の領有 (一) (二) (三)」 法学研究第二七卷第一〇・一一・一二号 〔一九五四 (昭和二九) 年〕
- 「エジプトにおける駐留軍の刑事裁判管轄権についてーエジプト混合裁判所の判決を中心として」 法学研究第二七卷二号 〔一九五四 (昭和二九) 年〕
- 「公海の自由と定着漁業の法理 (一) (二)」 法学研究第二八卷第九・一〇号 〔一九五五 (昭和三〇) 年〕
- 「歴史的湾又は歴史的水域の法理 (一) (二) (三)」 法学研究第二九卷第六・一一号第三〇卷第七号 〔一九五六・七 (昭和三一・二) 年〕
- 「国際司法裁判所」 (前原光雄と共同執筆) 国際法外交雑誌第五五卷第二・三・四号 〔一九五六 (昭和三一) 年〕
- 【再録】 国際法学会『国際連合の一〇年』有斐閣 〔一九五七 (昭和三二) 年〕
- 「イギリス・ノルウェー漁業事件の国際法的意義」 (学会報告) 国際法外交雑誌第五六卷第三号 〔一九五八 (昭和三三) 年〕
- 「サイプラス島」 国際法外交雑誌第五六卷第四・五号 〔一九五八 (昭和三三) 年〕
- 「海洋国際法の新発展ー湾と無害通航」 外交時報第一一〇号 〔一九五九 (昭和三四) 年〕

- 「領海及び接続水域に関する条約」 国際法外交雑誌第五八巻第一・二号 [一九五九(昭和三四)年]
- 「国際海洋法の新発展―接続水域と継続追跡権」(前原光雄の名において) 外交時報第二三号 [一九五九(昭和三四)年]
- 「歴史的湾の制度、その法典化への構想―歴史的湾に関する覚え書きに関連して」(学会報告) 法学研究第三二巻第九号 [一九五九(昭和三四)年]
- “Japan's Role in the United Nations” Japanese Annual of International Law (JAIL), No. 3 (1959)
- “The Legal Construction of Historical Bays and Waters” Japan Annual of Law and Politics, No. 6 (1958)
- “Korean Repatriation Question and Positive International Law” JAIL, No. 4 (1960)
- 「ヨートル大帝湾の内海化宣言について―内海化宣言の意味と国際法的効果」 国際法外交雑誌第六〇巻第四・五・六号 [一九六二(昭和三七)年]
- 「海洋漁業資源の保存と国際漁業の規制」 日本国際問題研究所編『国際経済法の諸問題・続』 [一九六二(昭和三七)年]
- 「継続追跡権の法理」 前原光雄教授還暦記念『国際法学の諸問題』慶應通信 [一九六三(昭和三八)年]
- 「国際漁業法の新動向」 国際問題第三八号 [一九六三(昭和三八)年]
- 「歴史的水域の制度の法典化について」 法学研究第三八巻第四号 [一九六五(昭和四〇)年]
- 「日韓漁業協定」 国際法外交雑誌第六四巻第四・五号 [一九六六(昭和四一)年]
- 「大陸棚漁業資源について―一九六四年の合衆国たらばがに漁業法に関連して」 法学研究第三九巻第二号 [一九六六(昭和四一)年]
- 「国際法委員会の構成と機能(一)(二)」 法学研究第三九巻第四・五号 [一九六六(昭和四一)年]
- 「一般国際法の強行規範と抵触する条約について」 法学研究第四〇巻第一号 [一九六七(昭和四二)年]
- 「強行規範に抵触する条約の無効・終了」 国際法外交雑誌第六七巻第四号 [一九六八(昭和四三)年]

「海洋法の諸問題」

国際問題第一一一号 [一九六九(昭和四四)年]

「漁業水域の法的概念について」

法学研究第四三卷第三号 [一九七〇(昭和四五)年]

「マラッカ海峡航路整備問題と国際法」海事産業研究所報第五一号 [一九七〇(昭和四五)年]

「群島における領水の画定について」

法学研究第四四卷第一一号 [一九七二(昭和四六)年]

「海洋開発と国際連合—海洋法問題をめぐる国連二五年の回顧と第三次海洋法会議への展望」

国際法外交雑誌第六九巻第四・五・六号 [一九七二(昭和四六)年]

「領海の幅に関する最近の動向について」

法学研究第四五巻第二号 [一九七二(昭和四七)年]

「マラッカ海峡をめぐる問題」

ジュリスト第五〇四号 [一九七二(昭和四七)年]

「領海・国際海峡・群島水域の通航権—第三次海洋法会議準備委員会における諸提案をめぐって」

海事産業研究所報第九二号 [一九七四(昭和四九)年]

「海洋国家日本は生き残れるか」

経済往来第二八巻七月号 [一九七六(昭和五一)年]

“The Changing Structure of International Law on Marine Living Resources”

Schmidhauser, J.R. & Totten II, J.O., ed., *The Whaling Issue in US-Japan Relations*, Westview Press, (1977)

「一二海里領海領海と国際海峡の三海里凍結」

ジュリスト第六四七号 [一九七七(昭和五二)年]

「二〇〇海里経済水域と日本漁業」

ジュリスト第六二八号 [一九七七(昭和五二)年]

「二〇〇海里水域の国際化と日本の海洋政策」

『日本の海洋政策』第一号(外務省) [一九七八(昭和五三)年]

「海域の画定と海の資源の分割」

『海の国境(第五回国際シンポジウム議事録)』(日本海洋協会) [一九八一(昭和五六)年]

「核積載軍艦の領海通過について—領海条約の解釈とソビエト事故原潜に対する適用」

法学教室第一三三号 [一九八二(昭和五六)年]

「海洋法の軌跡と動向」

月刊貿易と産業第八二巻第四号 一九八二（昭和五七）年

“The Passage through the Territorial Sea of Foreign Warships carrying Nuclear Weapons: An Interpretation of the Convention on the Territorial Sea and the Contiguous Zone and Its Application to the Broken Soviet Nuclear Powered Submarine”
JAIL, No. 25 (1982)

「海洋法条約と日本の法的対応」

ジュリスト第七八一号 一九八三（昭和五八）年

「排他的経済水域の法的性質」

法学教室第三四号 一九八三（昭和五八）年

【再録】『国際法の基本問題』（有斐閣）

一九八六（昭和六一）年

「国際紛争における非司法的解決手続の意義―国際審査と調停について」（学会報告）

ジュリスト第七八二号 一九八三（昭和五八）年

「国際紛争の解決手段としての事実審査―レッドクルセイダー号事件審査報告に関連して」

一九八三（昭和五八）年

法学研究第五六巻第三号 一九八三（昭和五八）年

「板倉卓造の国際法学」

清水伸『板倉卓造抄伝』 一九八四（昭和五九）年

「国連海洋法条約に対する解釈宣言について」

『海洋法と海洋政策』第八号（外務省） 一九八五（昭和六〇）年

「国連海洋法条約に対する一方的宣言―署名時の解釈宣言ないし留保に関連して」（学会報告）

一九八五（昭和六〇）年

国際法外交雑誌第八三巻第六号 一九八五（昭和六〇）年

「排他的経済水域と大陸棚の関係」

一九八六（昭和六一）年

『小田滋先生還暦記念海洋法の歴史と展望』（有斐閣）

一九八六（昭和六一）年

「日本沿岸大陸棚で外国法人が行った探鉱業の所得に対する所得税の適用（昭五九・三・一四東京高判）」

一九八六（昭和六一）年

『昭和六〇年度重要判例解説』（ジュリスト第八六二号）

一九八七（昭和六二）年

「国際紛争に対する国際司法機関の機能」

ジュリスト第八七五号 一九八七（昭和六二）年

「海洋二法」

ジュリスト第九〇〇号『法律事件百選』 一九八八（昭和六三）年

「色丹島周辺海域で日ソ合弁事業の名のもとに日本国民が行った漁業操業への日本の漁業法令の適用―ウタリ共同事件控訴審判決(平四・四・一六札幌高判)」

『平成四年度重要判例解説』ジュリスト第一〇二四号 [一九九三(平成五)年]
『書斎の窓』第四三九号 [一九九四(平成六)年]

『国連海洋法条約と海洋基本法』ジュリスト第一〇九六号 [一九九六(平成八)年]

「直線基線の設定により日本の領海となった海域における韓国漁船の取締りと裁判管轄権(平九・八・一五松江地裁浜田支部判)」
『平成九年度重要判例解説』ジュリスト第一一三五号 [一九九八(平成一〇)年]

『事実審査―レッドクルセイダー号事件―』『国際法判例百選』別冊ジュリスト [二〇〇一(平成一三)年]

“The Convention for the Pacific Settlement of International Disputes in Historical Perspective:

In Commemoration of the First Hague Peace Conference”

JAIL, No. 43 (2000)

〈翻訳(論文及び報告)〉

ローターパクト (Lauterpacht, E.) 「国際法における変化の不可避性と利害調整の必要」

『太平洋の利用と開発』第一回シンポジウム議事録(日本海洋協会) [一九七七(昭和五二)年]

ヘンキン (Henkin, L.) 「変動する海洋法：技術と法と政治」

『海洋技術と法』第二回シンポジウム議事録(日本海洋協会) [一九七八(昭和五三)年]

エウエンセン (Evensen, J.) 「現れつつある海洋法：海洋技術と法」

『海洋技術と法』第二回シンポジウム議事録(日本海洋協会) [一九七八(昭和五三)年]

ゴールドウィン (Goldwin, R.A.) 「シモン・ロックと海洋法」

『TRENDS』一九八一年二月号(在日米国外使館) [一九八一(昭和五六)年]

ゲック (Geck, W.K.) 「今日の世界における外交的保護」 法学研究第五九巻第一号 [一九八六(昭和六一)年]

〈翻訳(条約及び草案)〉

「欧州防衛共同体を設立するための条約」 法学研究第二六巻第七号 [一九五三(昭和二八)年]

「国連第三次海洋法会議…非公式単一交渉草案第四部(仮訳)」 日本海運振興会国際海運問題研究会 [一九七五(昭和五〇)年]

「解釈宣言国連海洋法条約の署名・批准に当たって付された宣言、答弁権の行使による関係国の声明」(青木隆と共同して)
『海洋法と海洋政策』第八号(外務省 [一九八五(昭和六〇)年])

〈資料〉

「北大西洋条約機構に関する諸条約」 国際法外交雑誌第五二巻一・二号 [一九五三(昭和二八)年]

「北朝鮮帰還問題」 国際年報第三巻 [一九六二(昭和三七)年]

「国際法協会五〇回記念ブリュッセル総会に出席して」 法学研究第三六巻第五号 [一九六三(昭和三八)年]

「南氷洋捕鯨会議」 国際年報第五巻 [一九六四(昭和三九)年]

「サンタ・マリア号事件」 国際年報第五巻 [一九六四(昭和三九)年]

「新しく国際法を学ぶ人のために」 綜合法学第七巻第五号 [一九六四(昭和三九)年]

“The Japan-United States Negotiations concerning King Crab Fishery in the Eastern Behring Sea”

JAIL, No. 9 (1965)

「当面する北洋漁業問題と国際法」 大日本水産会北洋漁業対策特別委員会資料 [一九六六(昭和四一)年]

- 「日本の当面する海洋政策―尖閣列島の大陸棚問題その他―」自由民主党学習シリーズ 国際年報第一一巻 一九七二(昭和四七)年
- 「公海の漁業資源等をめぐる諸問題」 国際年報第一一巻 一九七三(昭和四八)年
- 「公海の漁業資源等を諸問題」 国際年報第一二巻 一九七四(昭和四九)年
- 「メキシコの排他的経済水域に関する法について」 『外国海洋法制の研究第一号』(日本海洋協会) 一九七七(昭和五二)年
- 「ノルウェーの海域画定と外国艦船の通航の規制について」 『外国海洋法制の研究第二号』(日本海洋協会) 一九七八(昭和五三)年
- 「ICNAFからNAFOへ―二〇〇海里以後の北西大西洋漁業」 『季刊海洋時報』第一七号 一九八〇(昭和五五)年
- 「国際法の基本文献」 『三色旗』第四二三号 一九八三(昭和五八)年
- 「国際法の基本文献・続」 『三色旗』第四五一号 一九八五(昭和六〇)年
- 「海洋法の文献資料についての覚え書き」 『季刊海洋時報』第四五号 一九八七(昭和六二)年
- 〈文献紹介・書評〉

- Brierly, J.L., *Law of Nations-An Introduction to the International Law of Peace*, 4th ed., 1949 法学研究第二四卷第一一号 一九五一(昭和二六)年
- Lauterpacht, H., *International Law and Human Rights*, 1950 法学研究第二五卷第七号 一九五二(昭和二七)年
- Ross, A., *Lehrbuch des Völkerrechts* 1951 国際法外交雑誌第五二巻第六号 一九五三(昭和二八)年
- ハンス・ケルゼン著国際法原理 一九五二 法学研究第二六巻第一号 一九五三(昭和二八)年

- Verdross, A., *Völkerrecht*, 2 Aufl., 1950
 国際法学会編『国際法講座』
 法学研究第二六巻第四号 一九五三(昭和二八)年
- 入江啓四郎著『国際公法』
 法学研究第二八巻第六号 一九五五(昭和三〇)年
- 小田滋著『海洋の国際法構造』
 法学研究第三〇巻第一号 一九五七(昭和三二)年
- Rosenne, S., *The International Court of Justice*, 1957
 国際法外交雑誌第五七巻第三号 一九五八(昭和二三)年
- 田畑茂二郎著『国際法Ⅰ』
 国際法外交雑誌第五七巻五号 一九五八(昭和二三)年
- 小田滋著『海の国際法下巻』
 国際法外交雑誌第五八巻第六号 一九六〇(昭和三五)年
- The Japanese Annual of International Law, No. 4 (1960)
 国際法外交雑誌第五九巻第四号 一九六〇(昭和三五)年
- Smith, H.A., *The Law and Custom of the Sea*, 3rd ed., 1959
 法学研究第三三巻四号 一九六〇(昭和三五)年
- Colombos, C.J., *The International Law of the Sea*, 4th ed.
 法学研究第三三巻第八号 一九六〇(昭和三五)年
- The Japanese Annual of International Law, No. 5 (1961)
 国際法外交雑誌第六〇巻第三号 一九六一(昭和三六)年
- The Japanese Annual of International Law, No. 6 (1962)
 国際法外交雑誌第六一卷第三号 一九六二(昭和三七)年
- Brierly, J.L., *Law of Nations-An Introduction to the International Law of Peace*, 6th ed. by Waldock
 法学研究第三七巻第七号 一九六四(昭和三七)年
- 高林秀雄著『領海制度の研究』
 国際法外交雑誌第六八巻第四号 一九六九(昭和四四)年

- Bowett, D.W., *The Law of the Sea*, 1967 法学研究第四五巻第四号 [一九七二(昭和四七)年]
 小田滋『海の資源と国際法Ⅱ』 国際法外交雑誌第七二巻第三号 [一九七三(昭和四八)年]
 Shigeru Oda, *The International Law of the Ocean Development, Basic Documents*, Vol. I, II, 1975 国際法外交雑誌第七四巻第六号 [一九七六(昭和五一)年]
 Shigeru Oda, *The Law of the Sea in Our Time*, Vol. I, II, 1977 国際法外交雑誌第七六巻第六号 [一九七八(昭和五三)年]
 高林秀雄著『海洋開発の国際法』 国際法外交雑誌第七八巻第一・二号 [一九七九(昭和五四)年]
 Shigeru Oda, *The International Law of the Resources of the Sea*, 1979 国際法外交雑誌第八二巻第二号 [一九八三(昭和五八)年]
 岩沢雄司著『条約の国内適用可能性』 書斎の窓第三五〇号(有斐閣) [一九八六(昭和六〇)年]
 山本草二著『国際法』 ジュリスト第八五七号 [一九八六(昭和六一)年]
 山本草二著『海洋法』 国際法外交雑誌第九三巻三・四号 [一九九四(平成六)年]
 Takane Sugihara, *Kokusai-Shihou-Saiban-Seido* (The Judicial System of the International Court of Justice), 1996 JAIL, No. 40 (1997)
 杉原高嶺著『国際司法制度』 国際法外交雑誌第九六巻第一号 [一九九八(平成九)年]